

## 【富山県】「新興感染症対応力強化事業」施設・設備整備補助に係るQ&A

分野	質問	回答
1 全般	事業はいつから着手できるのか。	令和6年6月以降の内示後に着手が可能です。 また、令和7年3月31日が事業の完了期限となります。令和7年度への繰越はできません。
2 全般	内示前に業者と契約を結んでよいか。	契約行為は事業の着手に当たるため、補助金の対象外となりますのでご注意ください。 契約の事前準備（見積の徴収）は行っていただけます。
3 全般	補助対象医療機関には「協定締結を予定する」医療機関も含まれるとあるが、「協定締結を予定する」とはどのような状態のことを指すのか。	県と医療機関との間で、協定を締結する確約ができる医療機関であれば、補助対象となります。 ただし、補助金により整備した医療機関が協定を締結しない場合や、補助金により整備した協定締結医療機関が協定を解除した場合には、財産処分の手続きが必要となり、補助金の返還を求めらる必要があり得ることにご留意ください。
4 全般	整備した設備を平時の感染症医療に使用することは差し支えないか。	新興感染症発生・まん延時における対応に支障のない範囲で、一般医療に使用することが可能です。
5 全般	結核病床・結核モデル病床は補助対象になるのか。	病床確保の協定により確保する結核病床・結核モデル病床については、施設・設備整備の補助対象となり得ます。
6 全般	医療機関が負担する个人防护具の費用について、補助の予定はあるか。	个人防护具の購入費用について、現在のところ補助の予定はありません。
7 全般	R6年度の秋に医療機関を新規開設予定としているが、開設後に病床確保（発熱外来又は自宅療養者等への医療の提供）を内容とする医療措置協定を締結予定である場合、本事業の対象となるのか。	協定を締結することが決まっている場合には、新規開設の医療機関であっても補助対象となります。
8 “施設”整備	施設整備において、対象面積はどう考えるのか。	工事面積を想定していますので、当該整備を実施するために工事を行う部分の面積が対象となります。
9 “施設”整備	「様式3-16 施設整備事業計画書」における「整備事業期間の着工」とは、工事の契約日と考えてよいか。	一般的に「着工」とは実際に工事（くい打ちや地盤改良工事等）が始まることを指します。 工事の契約日に実際に工事が始まるのであれば、ご認識のとおりです。
10 “施設”整備	「様式3-16 施設整備事業計画書」における「事業の種別」とは何を指すのか。	今回の整備がどのような種類の工事であるかを指します。 当該事業の場合は、「改修」若しくは「改築」に当たるケースがほとんどかと思われます。
11 “施設”整備	「様式3-16 施設整備事業計画書」における「専用の陰圧装置、空調設備等付属設備」とは、その病床に固定で設置されているものを指すのか。その場合は、簡易陰圧装置のように備え付けができるものは対象外と考えてよいか。	病室（病床）の工事と併せて整備を行う当該病室の感染対策のための設備を想定しています。 工事を伴わずに設置できる簡易陰圧装置を整備する場合は、設備整備事業の活用をご検討ください。

12	“施設”整備	個室整備において、医療用（災害用）コンテナは補助対象となるのか。	コンテナについては、土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は、補助対象となります。ただし、病床確保に係る協定を締結する医療機関の感染症対策を目的として整備するものであり、災害用として整備する場合には補助対象とはなりません。
13	“施設”整備	個室整備において、トイレのみの整備等についても対象となるのか。	既存の個室を改修する場合には、トイレのみの整備であっても補助対象となります。
14	“施設”整備	個人防護具保管施設の整備において、キャビネットやロッカー等の整備も補助対象になるのか。	個人防護具保管施設の整備は、「施設」整備事業であり、対象経費は建物整備の工事に要する費用となります。そのため、建築工事を伴わず、単にキャビネットやロッカー等を購入して設置するのみの場合（設備整備費に該当する場合は、補助対象になりません。
15	“施設”整備	個人防護具保管施設の整備において、医療措置協定で個人防護具の備蓄を実施することを定めていることが要件となるのか。	病床確保、発熱外来又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定に加え、協定において個人防護具の備蓄を定めていることが前提となります。
16	“施設”整備	個人防護具保管施設の整備において、対象面積とは具体的にどのような面積を指すのか。	補助対象面積は、協定で定めている個人防護具の備蓄分を保管する部分のみとなります。
17	“設備”整備	「検査機器（PCR検査装置）」の補助において、PCR法の検査機器のみが補助対象となるか。	今回の事業では、検査機器のうち「PCR検査装置」のみを対象としています。そのため、NEAR法やLAMP法の等温遺伝子増幅装置は補助対象となりません。該当する機器がPCR検査機器か否かは、PMDAの添付文書等を参考にご判断ください。
18	“設備”整備	「検査機器（PCR検査装置）」の整備において、検査を実施するにあたり不可欠な附属設備は対象となるか。	PCR検査装置を設置し稼働するために必要な場合には、附属する設備についても補助対象となります。
19	“設備”整備	「検査機器（PCR検査装置）」の整備において、検査で使用する試薬は対象となるか。	消耗品や保守費用等のランニングコストは補助対象外となります。試薬は消耗品扱いとなるため、対象となりません。
20	“設備”整備	「HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）」の整備において、陰圧化するためには陰圧ブースやテントの設置も不可欠である場合、それらの設備は対象となるか。	陰圧ブースやテントを設置しなければ陰圧化できない機器の場合には、補助対象となり得ます。
21	“設備”整備	設備整備において、新興感染症対応のために追加的に購入を行う場合には補助対象となるか。	今後の新興感染症に備えて、さらに新規購入や増設をする場合には、必要性が認められれば、補助対象となります。